

2020年度税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇受験資格

- 1 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◇申込手続

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
- 2 受付期間
令和2年6月22日（月）9時から令和2年7月1日（水）まで [受信有効]
- 3 受験案内交付期間
令和2年5月8日（金）から令和2年7月1日（水）まで
9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

◇試験日

- | | |
|-------|--|
| 第1次試験 | 令和2年9月6日（日） |
| 第2次試験 | 令和2年10月14日（水）から令和2年10月23日（金）
までのうち指定された日時 |

（注）詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係
（電話（03）3542-2111 内線2162）までお尋ねください。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と 申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を阻止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じており、国税庁においても、申告・納付期限を延長するなどの措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を、FAQとして取りまとめました。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。